

施策の紹介 二〇〇〇年国勢調査の概要

国の最も基本的な大規模統計調査

— 十月一日実施

十月一日、国勢調査が全国一斉に行われます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となる大規模な統計調査です。

また、二〇〇〇年の節目に行われる今回の国勢調査は、

二十一世紀の行政課題に的確に対応するための大事な基礎資料ともなります。二〇〇〇年国勢調査の概要を紹介します。

国勢調査の役割



国勢調査は、大正九（一九二〇年）年に初めて実施され、その後、昭和二十年を除き、五年ごとに行われています。西暦二〇〇〇年という節目に実施する今回の調査は、その十七回目に当たります。

国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を把握し、私たちの住む街づくりや地域整備、高齢

者の介護施設の整備や介護サ-

ビスの充実、保育園・児童公園

の整備や子育て支援など、国や

都道府県・市区町村が行う身近

な行政施策や将来計画を立案・

評価するために必要となる統計

データを提供していくもので

す。このような行政を進めるた

めには、私たちの生活やその環

境がどのようになっているの

か、どのように変化してきてい

るのかを正しく把握し、今後ど

のように推移するのかを予測す

ることが必要です。

このため、国や都道府県・市

区町村では様々なデータを駆使

して行政施策や将来計画を立

案・評価するわけですが、その

中でも人口・世帯の実態を明ら

かにする国勢調査の結果は、最

も基本的な統計データとして幅

広く利用されています。

国勢調査の実施と調査結果の利用



国勢調査は、国の最も基本的な統計調査として、統計法の

規定に基づき、日本に住んでい

るすべての人を対象として行わ

れます。調査の対象となる人

口・世帯数は、約一億二千七百

万人・四千七百万世帯と見込ま

れます。

国勢調査では、国全体はもち

ろん、都道府県・市区町村ごと

の人口や世帯数などの詳細な結

果を明らかにすることができま

す。このため、国勢調査の結果

は、衆議院及び地方議会の議員

定数の決定・選挙区の区割りの

基準、市・指定都市などとなる

施策の紹介

我が国では、高齢人口の急速な増加、出生率の著しい低下、地域人口の不均衡の拡大など、人口構造の大きな変化に伴う諸問題が顕在化しており、今回の調査は、二十一世紀の我が国が抱える行政課題に的確に対応す



ための要件、都道府県・市区町村の地方行政のための交付金の算定基準などに用いることが法律で定められています。また、国や都道府県・市区町村の総合計画・長期計画、地域整備計画、社会福祉、高齢者福祉、雇用対策、防災対策などの各種行政施策や将来計画の基礎資料として用いられるほか、将来人口や世帯の推計等の行政に必要な人口分析、学術研究などにも幅広く利用されています。〔下欄参照〕

国勢調査結果の 主な利用例

1 法律に基づく利用例

- 衆議院の小選挙区割りへの画定基準（選挙区画定審議会設置法）
- 衆議院の比例代表区の数選挙区別議員数の基準（公職選挙法）
- 都道府県議会及び市町村議会の議員定数の要件（地方自治法）
- 地方交付金の算定基準（地方自治法）
- 政党交付金の算定基準（政党助成法）
- 地方道路譲与金の譲与基準（地方道路譲与税法）
- 市区町村民税の個人均等割の税率基準（地方自治法）
- 事業税を課する市の要件（地方自治法）
- 新築貸家住宅の償却割増特例地区要件等（租税特別措置法）
- 市の設置要件、指定都市、中核市及び特別市の要件（地方自治法）
- 都道府県・市町村議会の常任委員会数の決定（地方自治法）

人事委員会又は公平委員会の設置要件（地方公務員法）

都市計画区域の指定・基礎調査・都市計画基準（都市計画法）

2 行政施策での利用例

- 交通安全対策基本計画（国）
- 環境基本計画（国）
- 全国総合開発計画（国）
- 高齢者保健福祉施策 新ゴールドプランの推進（国）
- 緊急保育対策5ヶ年計画（国）
- 雇用対策基本計画（国）
- 緊急防災基盤整備事業（国）
- 住宅マスタープラン（都道府県）
- 地域保健医療計画（都道府県）
- 農業・農村活性化計画（都道府県）
- 広域都市整備に関するマスタープラン（都道府県）
- 若者定住地域活動支援事業（都道府県）
- 市街地再開発事業（市区町村）
- 保育所整備計画（市区町村）
- 農業振興整備再編事業（市区町村）

3 人口分析、学術研究などの利用例

- 将来人口推計、将来世帯推計
- 生命表の作成、平均寿命の算出、出生率の分析
- 地域分析、社会・地理・経済学での分析

主要国の人口・住宅センサスの実施計画（予定）

国名	実施時期	国名	実施時期
フランス	1999年 3月	イギリス	2001年 4月
アメリカ	2000年 4月	カナダ	2001年 5月
日本	2000年10月	オーストラリア	2001年 8月
韓国	2000年11月		

国際連合統計部のホームページ（2000年3月1日現在）より抜粋

るために不可欠な基礎資料を提供するものとして、各方面から大きな期待が寄せられています。また、国際連合は、二〇〇〇年前後に人口・住宅センサスを実施することを世界各国に呼びかけており、二百以上の国・地域が参加する世界的な規模の国勢調査として実施されます。「表参照」

このため、二〇〇〇年国勢調査では、各種行政施策や将来計画の基礎資料として従来作成してきた統計に加え、次に掲げる内容の充実を図ることとしています。

多様な就業・雇用の実態を明らかにします

我が国では、本格的な高齢社会を迎える二十一世紀において、高齢者や女性の就業機会の確保を含めた雇用対策が国や都道府県・市区町村の重要な行政課題となるこ

とから、就業形態及び雇用形態の多様化の実態を明らかにします。

世帯構造に関する詳細な統計を提供します

高齢者介護や子育て支援など、世帯構造と密接に関連する問題への取組が重要な政策課題となるため、世帯構造に関する統計の充実を図ることとしています。

地域づくりのための統計を提供します

地方分権や地域整備等の地方における行政施策の推進に資するため、地域別統計の充実を図るとともに、地域別の実態を図るとともに、地域別定住率や居住期間からみた地域形成の状況に関する新たな統計を提供することとしています。

また、近年の情報通信技術の進展を背景とした統計の高

度利用に対応できるよう、結果の提供方法の充実を図ることとしています。

二〇〇〇年国勢調査の実施方法

調査の期日

国勢調査は、平成十二年十月一日（日）午前零時現在に行われます。

この「十月一日午前零時」とは、調査の基準となるもので、例えば、この時点より前に生まれた新生児は調査の対象になりますが、その後生まれた場合には調査の対象には含まれないこととなります。また、調査事項もこの基準時の状況によって把握することとなります。

なお、国勢調査は、第一回調査から一貫して「十月一日」を期して行っていますが、この時期は、南北に細長い日本列島の

施策の紹介

気候や風土などを考慮して決められています。

調査の対象

国勢調査は、国内に居住するすべての人を漏れなく、重複なく調査するため、これらの人がふだん住んでいる場所で、世帯ごとに調査を行います。この「ふだん住んでいる場所」とは、十月一日現在、三か月以上住んでいるか、十月一日の前後を通じて三か月以上にわたって住むことになっている場所をいいます。

また、三か月以上にわたって住んでいる場所も、住むことになっている場所もない人は、十月一日現在いる場所で調査を行うことになっています。

なお、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族は、国際条約等で外交上の特権や免除を享受してい

【一人一人について】



氏名
 男女の別
 出生の年月
 世帯主との続き柄
 配偶者の有無
 国籍
 現在の場所に住んでいる期間
 五年前の住居の所在地
 教育
 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか(就業状態)
 1週間に仕事をした時間(就業時間)
 従業地又は通学地
 従業地又は通学地までの利用交通手段
 勤めか自営かの別(従業上の地位)
 勤め先・業主などの名称及び事業の内容(産業)
 本人の仕事の内容(職業)



【世帯について】

世帯の種類
 世帯員の数
 家計の収入の種類
 住居の種類
 住宅の建て方
 住宅の床面積の合計

るため、調査の対象から除かれます。
 欄の二十二項目について調査を行います。

調査事項

二〇〇〇年国勢調査では、右

調査票

国勢調査では、各世帯に調査

調査票(裏)

調査票(裏)	1	2	3	4
	1	2	3	4
1	2	3	4	5
2	3	4	5	6
3	4	5	6	7
4	5	6	7	8
5	6	7	8	9
6	7	8	9	10
7	8	9	10	11
8	9	10	11	12
9	10	11	12	13
10	11	12	13	14
11	12	13	14	15
12	13	14	15	16
13	14	15	16	17
14	15	16	17	18
15	16	17	18	19
16	17	18	19	20
17	18	19	20	21
18	19	20	21	22
19	20	21	22	23
20	21	22	23	24
21	22	23	24	25
22	23	24	25	26
23	24	25	26	27
24	25	26	27	28
25	26	27	28	29
26	27	28	29	30
27	28	29	30	31
28	29	30	31	32
29	30	31	32	33
30	31	32	33	34
31	32	33	34	35
32	33	34	35	36
33	34	35	36	37
34	35	36	37	38
35	36	37	38	39
36	37	38	39	40
37	38	39	40	41
38	39	40	41	42
39	40	41	42	43
40	41	42	43	44
41	42	43	44	45
42	43	44	45	46
43	44	45	46	47
44	45	46	47	48
45	46	47	48	49
46	47	48	49	50
47	48	49	50	51
48	49	50	51	52
49	50	51	52	53
50	51	52	53	54
51	52	53	54	55
52	53	54	55	56
53	54	55	56	57
54	55	56	57	58
55	56	57	58	59
56	57	58	59	60
57	58	59	60	61
58	59	60	61	62
59	60	61	62	63
60	61	62	63	64
61	62	63	64	65
62	63	64	65	66
63	64	65	66	67
64	65	66	67	68
65	66	67	68	69
66	67	68	69	70
67	68	69	70	71
68	69	70	71	72
69	70	71	72	73
70	71	72	73	74
71	72	73	74	75
72	73	74	75	76
73	74	75	76	77
74	75	76	77	78
75	76	77	78	79
76	77	78	79	80
77	78	79	80	81
78	79	80	81	82
79	80	81	82	83
80	81	82	83	84
81	82	83	84	85
82	83	84	85	86
83	84	85	86	87
84	85	86	87	88
85	86	87	88	89
86	87	88	89	90
87	88	89	90	91
88	89	90	91	92
89	90	91	92	93
90	91	92	93	94
91	92	93	94	95
92	93	94	95	96
93	94	95	96	97
94	95	96	97	98
95	96	97	98	99
96	97	98	99	100

票を配布した上で、その世帯の一人一人について記入してもらうこととしておりますが、この調査票は、A四判の大きさで四名まで記入できるものになっております。

調査票は、これまではマークのみを読み取って集計してきましたが、新たに導入された光学式の読取装置によって、調査票に記入されたマークとともに、数字も同時に読み取って集計を行うことができるようになりました。このため、数字の記入に当たっては、正しく読まれるよう調査票の記入例にならって記入することになっております。

「見本(表)左・裏(右)参照」

また、この調査票のほかに、高齢の人や視力の弱い人のために調査票の文字を大きくした「拡大文字調査票」、調査票を点字に直した「点字調査票」を作成しています。さらに、日本語を理解できない外国人のために

国勢調査調査票

平成13年12月1日 総務庁統計局

記入は墨の鉛筆又はシャープペンシルで

0123456789

この調査票は、統計局の目的には使用しませんから、ありのままを記入してください。

1. 氏名(男か女の別)

2. 世帯主との親戚関係

3. 出生の年月

4. 配偶者の有無

5. 国籍

6. 現在の所在地に住んでいる期間

7. 年齢(平成13年(日)に)

(イ) 世帯員の数

(ロ) 家計の収入の種類

(ハ) 住居の種類

(ニ) 住宅の建て方

(ホ) 住宅の床面積の合計(延べ面積)

調査票(裏)にも記入してください

十七か国語に翻訳した「調査票対訳集」を用意しています。

調査の流れ

国勢調査は、

総務庁(統計局・統計センター) 都道府県 市区町村 指導員 調査員 各世帯

の流れで行います。

都道府県は、総務庁統計局・統計センターと緊密な連絡を取りつつ、市区町村への説明や調査書類・用品の市区町村への配布を行い、調査の段階では、実施状況を把握し、必要に応じて市区町村の支援を行います。

市区町村は、都道府県と緊密な連絡を取りつつ、指導員や調査員の選考・配置を行い、指導員や調査員に対して説明会を開催し、調査の段階では、実地の指導・支援を行います。

調査の事務に従事する指導員と調査員は、市区町村長の推薦

2000年国勢調査の集計・公表計画

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	表章地域	全国結果公表予定
速報集計	要計表による人口集計	要計表による男女別人口及び世帯数	-	-	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村	平成12年12月
	抽出速報集計	主要な事項に係る結果	小分類	小分類	全 国 都 道 府 県 20万人以上	平成13年 6月
基本集計	第1次基本集計	人口、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯、外国人等に関する結果	-	-	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村	平成13年10月
	第2次基本集計	人口の労働力状態、就業者の産業別構成及び教育に関する結果並びに夫婦と子どものいる世帯等に関する結果	大分類	-		平成14年 1月
	第3次基本集計	就業者の職業別構成及び母子世帯等の状況に関する結果	大分類	大分類		平成15年 3月
抽出詳細集計		就業者の産業・職業別構成等に関する詳細結果	小分類	小分類	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村	平成16年 6月
従業地・通学地集計	その1	従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	-	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村	平成14年 3月
	その2	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村	平成15年 5月
	その3	従業地による就業者の産業・職業別構成に関する詳細結果	中分類	中分類	全 国 都 道 府 県 10万人以上	平成16年 7月
人口移動集計	その1	人口の転出入状況に関する結果及び移動人口の労働力状態、産業別構成及び教育に関する結果	大分類	-	全 国 都 道 府 県 市 区 町 村	平成14年 4月
	その2	移動人口の職業別構成に関する結果	-	大分類	全 国 都 道 府 県 20万人以上	平成15年 6月
小地域集計	第1次基本集計に関する集計	人口、世帯及び住居の基本事項に関する結果並びに高齢世帯等に関する基本事項に関する結果	-	-	町丁・字等 基本単地区	該当する基本集計等の公表後、速やかに公表する
	第2次基本集計に関する集計	人口の労働力状態、就業者の産業別構成、教育等に関する基本事項の結果	大分類	-		
	第3次基本集計に関する集計	就業者の職業別構成の状況等に関する基本事項の結果	-	大分類		
	従業地・通学地集計その1に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本事項の結果	-	-		
	人口移動集計その1に関する集計	5年前の常住地に関する基本事項の結果	-	-		

集計が完了した都道府県から順次公表

に基づいて総務庁長官が任命します。二〇〇〇年国勢調査では、指導員と調査員を合わせて約九十三万人になります。「46ページ参照」

調査の方法

調査員が、九月二十三日から十月九日までの間に、担当地域の各世帯を訪問し、調査票と「調査票の記入のしかた」を配布して、世帯に記入を依頼します。調査員は、再び各世帯を訪問し、世帯が記入した調査票を回収します。

また、この際、指導員は、調査員に随行するなどして、調査事務の指導を行います。

なお、調査員は、調査票を配布する前の九月二十日から二十二日の間に、国勢調査について各世帯にお知らせするための「調査についてのお知らせ」（世帯パンフレット）を配布します。

2000年
国勢調査に
ご協力を

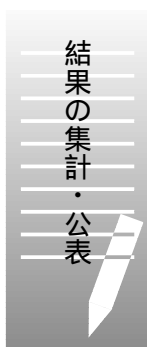
いま、二十一世紀を間近に控え、日本の今後の進むべき未来を見据えて、経済を活性化し就業の確保を図って、国民生活の向上を目指さなければなりません。さらに、これらの諸施策が広く地域の発展にも結びついて行われることが必要です。

二〇〇〇年の節目に実施する二〇〇〇年国勢調査は、二十一世紀の我が国が抱えるこのような多くの行政課題に的確に対応するための不可欠な基礎資料として利用されますので、多くの方々の協力によって作られる調査票には、日本の未来がまつまっています。

二十一世紀の明るい日本の未来を拓き、私たちの社会や暮らしをよくするために、皆さんのご協力をお願いします。

(総務庁)

また、調査の実施に当たっては、正確かつ円滑に調査を行うため、個人情報の保護の一層の徹底を図るとともに、調査活動中の事故防止にも重点を置いています。



世帯で記入された調査票は、市区町村や都道府県の審査を経て、総務庁統計センターに集められます。総務庁統計センターでは、集められた調査票を光学式の読取装置によって読み取り、大型コンピュータを用いて

集計し、様々な結果(統計表)を作成します。調査結果は膨大な量に及ぶため、いくつかの区分に分けて集計され、集計の完了したものを順次公表します。「前ページ表参照」

速報集計結果としては、「要

計表による人口集計」の全国・都道府県・市区町村別の男女別人口と世帯数を平成十二年十二月に公表し、「抽出速報集計」による我が国の人口構造の概観を平成十三年六月に公表することとしています。

また、基本集計結果としては、「第一次基本集計」結果を、平成七年調査に比べ一か月早期の

平成十三年十月に公表し、その後の「第二次基本集計」及び「第三次基本集計」結果は、前回調査で約六か月早期に公表しました。この時期を今回も維持することとしています。

なお、これらの集計結果のうち、「要計表による人口集計」

の全国・都道府県・市区町村別の人口総数(速報人口)及び「第一次基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数(確定人口・世帯数)については、それぞれ官報に公示することとしています。

また、結果の提供に当たって

は、報告書を刊行するほか、CD・R等の磁気媒体やインターネットによる提供を推進することとしています。



国勢調査のような大規模な統計調査を行う際には、多くの調査書類や用品が使われます。二〇〇〇年国勢調査で用いる調査書類や用品は、再生紙やペットボトルなどの再生材を用いるなど、地球環境の保全にも配慮して作成しています。

(総務庁)